

Ⅲ. 償却資産

記載事項の説明

1 納税義務者数に関する調

- (1) 本調は、償却資産に係る固定資産税の納税義務者数を記載した。
- (2) 「法定免税点」とは、法第 351 条本文の規定による免税点をいい、同条ただし書の規定を適用している市町村における実際の免税点をいうものではない。
- (3) 「大都市計」とは、平成 21 年 1 月 1 日における地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び東京都特別区の数値を合計したものである（以下の調において同じ。）。

2 償却資産の価格等に関する調

- (1) 本調は、法第 351 条本文の規定による免税点以上の償却資産について記載した。
- (2) 「決定価格」、「課税標準額」及び「課税標準額の内訳」は、市町村ごとに千円未満の額は四捨五入したものの合計である。
- (3) 「課税標準額」の欄には、法第 349 条の 3、法附則第 15 条、法附則第 15 条の 2、法附則第 15 条の 3 又は法附則第 16 条の 2 の規定の適用を受ける償却資産についてはこれらの規定に定める額、その他の償却資産については法第 349 条の 2 に規定する額を合計して記載した。
- (4) 「同上内訳」の「市町村分の額」の欄には、「課税標準額」の「合計」のうち「道府県分の額」以外の額を記載し、「道府県分の額」の欄には、法第 740 条の規定によって道府県が課する部分の課税標準額を記載した。

3 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調

- (1) 「決定価格」及び「課税標準額」の欄の記載については、2 の(2)及び(3)の例によった。

(2) 法第 349 条の 3 関係

- ① 「第 1 項（送電用資産・電気事業用）（変電所・電気事業用）」には、地方税法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 17 号。以下「平成 14 年一部改正法」という。）附則第 5 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 1 項を含むものであること。
- ② 「第 2 項（新線構築物）（新線立体交差化施設）」には、地方税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 9 号。以下「平成 21 年一部改正法」という。）附則第 8 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 2 項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和 61 年法律第 94 号。以下「国鉄関連改正法」という。）附則第 3 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 2 項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 17 号。以下「平成 16 年一部改正法」という。）附則第 10 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 2 項並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 9 号。以下「平成 15 年一部改正法」という。）附則第 11 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法律第 349 条の 3 第 2 項を含むものであること。
- ③ 法第 349 条の 3 第 13 項の各区分は、次のとおりである。
 - ア 「①（青函・本四鉄道施設）」とは、法第 349 条の 3 第 13 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、次の②から④までに掲げるものを除くものをいうものであること。
 - イ 「②（青函・本四 新線構築物）」とは、法第 349 条の 3 第 13 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 2 項本文の規定の適用を受けるものをいうものであること。
 - ウ 「③（青函・本四 新線立体交差化施設）」とは、法第 349 条の 3 第 13 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 2 項ただし書の規定の適用を受けるものをいうものであること。
 - エ 「④（青函・本四 変・送電用資産）」とは、法第 349 条の 3 第 13 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 28 項の規定の適用を受けるものをいうものであり、地方税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 5 号。以

下「平成 17 年一部改正法」という。) 附則第 7 条第 8 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 35 項、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 11 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 8 号。以下「平成 13 年一部改正法」という。) 附則第 8 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項及び地方税法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 4 号。以下「平成 12 年一部改正法」という。) 附則第 7 条第 4 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項の規定の適用を受けるものを含むものであること。

④ 「第 14 項（河川事業鉄軌道用資産）」には、平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 15 項を含むものであること。

⑤ 法第 349 条の 3 第 20 項の各区分は、次のとおりである。

ア 「①（特定地方交通線）」とは、法第 349 条の 3 第 20 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、次の②から⑤までに掲げるものを除くものをいうものであり、国鉄関連改正法附則第 3 条第 10 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 23 項を含むものであること。

イ 「②（新線構築物）」とは、法第 349 条の 3 第 20 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 2 項本文の規定の適用を受けるものをいうものであること。

ウ 「③（新線立体交差化施設）」とは、法第 349 条の 3 第 20 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 2 項ただし書の規定の適用を受けるものをいうものであること。

エ 「④（河川事業鉄軌道用資産）」とは、法第 349 条の 3 第 20 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 14 項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 15 項の規定の適用を受けるものを含むものであること。

オ 「⑤（変・送電用資産）」とは、法第 349 条の 3 第 20 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 28 項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 8 項の規定により、その例によることと

された同法による改正前の法第 349 条の 3 第 35 項、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 11 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項及び平成 12 年一部改正法附則第 7 条第 4 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項の規定の適用を受けるものを含むものであること。

⑥ 「第 23 項（農業・食品産業技術総合研究機構）」には、地方税法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 40 号。以下「平成 7 年一部改正法」という。）附則第 6 条第 5 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 27 項を含むものであること。

⑦ 「第 28 項（変・送電用資産（鉄道事業用）」には、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 8 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法 349 条の 3 第 35 項、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 11 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項、平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項及び平成 12 年一部改正法附則第 7 条第 4 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項を含むものであること。

⑧ 「第 31 項（社会保険診療報酬基金）」には、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 39 項を含むものであること。

⑨ 「第 32 項（自動車安全運転センター）」には、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 10 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 40 項を含むものであること。

⑩ 旧法適用分の内容は、次のとおりである。

ア 「旧第 12 項（新造車両）」とは、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 12 項及び平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 7 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 12 項をいうものであること。

イ 「旧第 13 項（立体交差化施設）」とは、地方税法の一部を改正する法律（昭和 46 年法律第 11 号）附則第 9 条第 3 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 13 項及び地方税法の一

部を改正する法律（昭和 45 年法律第 24 号）附則第 6 条第 3 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 13 項をいうものであること。

ウ 「旧第 19 項（地下道又は跨線道路橋）」とは、地方税法の一部を改正する法律（昭和 47 年法律第 11 号）附則第 8 条第 3 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 19 項をいうものであること。

エ 「旧第 21 項（車庫構築物）（車庫構築物・立体交差化施設）」とは、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 7 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 21 項、地方税法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 15 号。以下「平成 11 年一部改正法」という。）附則第 8 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 22 項及び国鉄関連改正法附則第 3 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 22 項をいうものであること。

オ 「旧第 25 項（日本電気計器検定所）」とは、地方税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 21 号。以下「平成 20 年一部改正法」という。）附則第 10 条第 4 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 25 項、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 28 項及び平成 7 年一部改正法附則第 6 条第 5 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 30 項をいうものであること。

カ 「旧第 26 項（日本消防検定協会）」とは、平成 20 年一部改正法附則第 10 条第 4 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 26 項、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 29 項及び平成 7 年一部改正法附則第 6 条第 5 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 31 項をいうものであること。

キ 「旧第 27 項（小型船舶検査機構）」とは、平成 20 年一部改正法附則第 10 条第 4 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 27 項、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 30 項及び平成 7 年一部改正法附則第 6 条第 5 項の規

定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 32 項をいうものであること。

ク 「旧第 28 項（軽自動車検査協会）」とは、平成 20 年一部改正法附則第 10 条第 4 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 28 項、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 31 項及び平成 7 年一部改正法附則第 6 条第 5 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 33 項をいうものであること。

ケ 「旧第 32 項（雪崩・落石等対策設備）」とは、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 10 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 32 項、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 10 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 32 項及び平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 7 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 32 項をいうものであること。

コ 「旧第 32 項（高圧ガス保安協会）」とは、地方税法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 8 号。以下「平成 19 年一部改正法」という。）附則第 6 条第 2 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 32 項、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 11 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 36 項及び平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 8 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 36 項をいうものであること。

サ 「旧第 34 項（有線放送電話業務用資産）」とは、平成 20 年一部改正法附則第 10 条第 5 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 34 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 7 号。以下「平成 18 年一部改正法」という。）附則第 13 条第 10 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 35 項及び平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 12 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 39 項をいうものであること。

(3) 法附則第 15 条関係

① 「第 2 項（倉庫等）」には、平成 21 年一部改正法附則第 8 条 4 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 2 項、平成 19 年一部改正法附則第 6 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同

- 法による改正前の法附則第 15 条第 2 項及び平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 11 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 3 項を含むものであること。
- ② 「第 3 項（公共の危害防止施設等）」には、平成 20 年一部改正法附則第 10 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 3 項、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 12 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 5 項、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 15 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 5 項、平成 14 年一部改正法附則第 5 条第 12 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 5 項及び平成 11 年一部改正法附則第 8 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 5 項を含むものであること。
- ③ 「第 4 項（公害防止設備）」には、平成 20 年一部改正法附則第 10 条第 7 項及び第 8 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 4 項の表第 1 号及び第 2 号、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 11 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 6 項第 1 号及び第 3 号、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 16 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 6 項第 2 号並びに平成 14 年一部改正法附則第 5 条第 13 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 6 項を含むものであること。
- ④ 「第 5 項（公共危害防止構築物）」には、平成 20 年一部改正法附則第 10 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 5 項、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 12 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 7 項、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 17 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 7 項、平成 14 年一部改正法附則第 5 条第 14 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 7 項、平成 12 年一部改正法附則第 7 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 7 項並びに地方税法及び国有資産所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 9 号）附則第 9 条第 5 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 7 項を含むものであること。

- ⑤ 「第6項（公害防止優良更新施設）」には、平成20年一部改正法附則第10条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第6項、平成18年一部改正法附則第13条第13項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第8項、平成17年一部改正法附則第7条第13項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第8項及び平成14年一部改正法附則第5条第15項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第8項を含むものであること。
- ⑥ 「第7項（産業廃棄物焼却施設等）」には、平成18年一部改正法附則第13条第14項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第9項、平成16年一部改正法附則第10条第18項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第9項及び平成14年一部改正法附則第5条第16項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第9項を含むものであること。
- ⑦ 「第10項（緑化施設）」には、平成17年一部改正法附則第7条第15項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第12項を含むものであること。
- ⑧ 「第14項（沖縄電力株）」とは、法附則第15条第14項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の3第1項の規定の適用を受けるものを除くもの及び平成14年一部改正法附則第5条第3項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第1項の規定の適用を受けるものを除くものをいうものであること。
- ⑨ 「第14項（沖縄電力株 変・送電用資産）」とは、法附則第15条第14項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の3第1項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成14年一部改正法附則第5条第3項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第1項の規定の適用を受けるものを含むものであること。
- ⑩ 「第15項（廃棄物再生処理用機械設備）」には、平成20年一部改正法附則第10条第13項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第17項及び平成18年一部改正法附則第13条第20項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第21項を含むものであること。
- ⑪ 「第16項（大規模地震防災応急対策用資産）」には、平成21年一部改正法附則第8条第5項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第16項、平成20年一部改正法附則第10条第15項の規定により、

その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 19 項、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 17 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 23 項、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 22 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 23 項及び平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 19 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 23 項を含むものであること。

- ⑫ 「第 18 項（高度テレビジョン放送施設）」には、平成 21 年一部改正法附則第 8 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 18 条及び平成 19 年一部改正法附則第 6 条第 7 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 23 項を含むものであること。
- ⑬ 「第 19 項（広帯域加入者網構築設備）」には、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 23 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 28 項を含むものであること。
- ⑭ 「第 20 項（電気通信信頼性向上設備）」には、平成 20 年一部改正法附則第 10 条第 16 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 23 項及び平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 18 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 29 項を含むものであること。
- ⑮ 「第 21 項（有線テレビジョン放送施設）」には、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 24 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 30 項及び平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 19 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 30 項を含むものであること。
- ⑯ 「第 23 項（地方卸売市場）」には、平成 20 年一部改正法附則第 10 条第 17 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 26 項、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 25 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 33 項及び平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 26 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 33 項を含むものであること。
- ⑰ 「第 27 項（離島航路事業用内航船舶（349 条の 3 ⑥との連乗後）」には、平成 19 年一部改正法附則第 6 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 34 項を含むものであること。

- ⑱ 「第 28 項（鉄道事業用駅等大規模改良工事）」には、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 27 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 39 項を含むものであること。
- ⑲ 法附則第 15 条第 29 項の各区分は、次のとおりである。
- ア 「①（特定鉄道事業譲受資産）」とは、法附則第 15 条第 29 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、次の②から⑥までに掲げるものを除くものをいうものであること。
- イ 「②（新線構築物）」とは、法附則第 15 条第 29 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第 349 条の 3 第 2 項本文の規定の適用を受けるものをいうものであること。
- ウ 「③（立体交差化施設）」とは、法附則第 15 条第 29 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第 349 条の 3 第 2 項ただし書の規定の適用を受けるものをいうものであること。
- エ 「④（河川事業鉄軌道用資産）」とは、法附則第 15 条第 29 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第 349 条の 3 第 14 項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 15 項の規定の適用を受けるものを含むものであること。
- オ 「⑤（雪崩・落石等対策設備）」とは、法附則第 15 条第 29 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 10 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 32 項、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 10 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 32 項及び平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 7 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 32 項の規定の適用を受けるものをいうものであること。
- カ 「⑥（変・送電用資産）」とは、法附則第 15 条第 29 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第 349 条の 3 第 28 項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 8 項により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 35 項、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 11 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 12 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項、平成 13 年一部改正法附則第 8 条

第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第37項及び平成12年一部改正法附則第7条第4項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第37項の規定の適用を受けるものを含むものであること。

⑳ 「第30項（鉄道車両安全向上設備）」には、平成21年一部改正法附則第8条第8項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第31項を含むものであること。

㉑ 「第32項（家畜排せつ物管理施設）」には、平成18年一部改正法附則第13条第28項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第44項を含むものであること。

㉒ 「第41項（ICカード利用機械）」には、平成21年一部改正法附則第8条第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第42項及び平成19年一部改正法附則第6条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第49項を含むものであること。

㉓ 旧法適用分の内容は、次のとおりである。

ア 「旧第1項（農山漁村電気施設）」とは、平成18年一部改正法附則第13条第1項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第1項をいうものであること。

イ 「旧第3項（特定自転車駐車場）」とは、平成19年一部改正法附則第6条第4項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第3項をいうものであること。

ウ 「旧第10項（特定駐車場）」とは、平成19年一部改正法附則第6条第5項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第10項をいうものであること。

エ 「旧第12項（地域エネルギー利用施設）」とは、平成20年一部改正法附則第10条第11項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第12項をいうものであること。

オ 「旧第13項（救急医療用機器）」とは、平成18年一部改正法附則第13条第16項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第13項をいうものであること。

カ 「旧第14項（旧国際電信電話株）」とは、地方税法等の一部を改正する法律（平成5年法律第4号）附則第7条第

3項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第14項並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成3年法律第7号。以下「平成3年一部改正法」という。）附則第8条第6項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第13項をいうものであること。

キ 「旧第15項（地方卸売市場）」とは、地方税法の一部を改正する法律（平成4年法律第5号）附則第8条第6項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第15項及び地方税法の一部を改正する法律（平成2年法律第14号）附則第6条第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第15項をいうものであること。

ク 「旧第15項（外貿埠頭公社の特定用途港湾施設）」とは、平成20年一部改正法附則第10条第12項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第15項及び平成18年一部改正法附則第13条第18項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第18項をいうものであること。

ケ 「旧第15項（老人保健施設）」とは、平成18年一部改正法附則第13条第17項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第15項及び平成16年一部改正法附則第10条第20項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第15項をいうものであること。

コ 「旧第17項」とは、平成3年一部改正法附則第8条第7項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第17項（国鉄関連改正法附則第3条第12項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法附則第15条第19項を含む。以下同じ。）をいうものであり、その各区分は、次のとおりである。

a 「①（立体交差化施設）」とは、改正前の法附則第15条第17項に規定する償却資産のうち、旧交納付金法附則第17項の表第9号の規定の適用があった償却資産をいうものであること。

b 「②（旧交納付金法附則第19項）」とは、改正前の法附則第15条第17項に規定する償却資産のうち、旧交納付金法附則第19項の規定の適用があった償却資産をいうものであること。

- c 「③（旧交納付金法附則第 20 項）」とは、改正前の法附則第 15 条第 17 項に規定する償却資産のうち、旧交納付金法附則第 20 項の規定の適用があった償却資産をいうものであること。
- サ 「旧第 18 項（遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備）」とは、平成 20 年一部改正法附則第 10 条第 14 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 18 項及び平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 21 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 22 項をいうものであること。
- シ 「旧第 19 項（指定法人等の大規模外貿埠頭）」とは、地方税法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 27 号。以下「平成 10 年一部改正法」という。）附則第 6 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 19 項をいうものであること。
- ス 「旧第 20 項（水力発電施設の魚道）」とは、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 19 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 20 項をいうものであること。
- セ 「旧第 21 項（共同研究施設）」とは、平成 19 年一部改正法附則第 6 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 21 項及び平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 23 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 24 項をいうものであること。
- ソ 「旧第 26 項（電線類の地中化設備）」とは、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 22 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 26 項及び平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 24 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 26 項をいうものであること。
- タ 「旧第 27 項（脱特定物質対応設備）」とは、平成 19 年一部改正法附則第 6 条第 8 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 27 項をいうものであること。
- チ 「旧第 28 項（新世代通信網構築設備）」とは、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 23 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 28 項をいうものであること。
- ツ 「旧第 28 項（障害発生防止電気通信設備）」とは、平成 20 年一部改正法附則第 10 条第 18 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 28 項及び平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 26 項の規定

により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 35 項をいうものであること。

テ 「旧第 29 項（旧交納付金法附則第 17 項）」とは、平成 21 年一部改正法附則第 8 条第 7 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 29 項及び国鉄関連改正法第 2 条の規定による改正前の国有資産所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「旧交納付金法」という。）附則第 17 項（昭和 60 年一部改正法附則第 16 条第 3 項の規定により、なおその効力を有するものとされる場合を含む。以下同じ。）の表第 9 号の規定の適用があった償却資産をいうものであること。

ト 「旧第 35 項（生物系特定産業技術研究推進機構）」とは、平成 12 年一部改正法附則第 7 条第 13 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 35 項をいうものであること。

ナ 「旧第 35 項（不正アクセス防止設備）」とは、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 27 項の規定により、同法による改正前の法附則第 15 条第 35 項をいうものであること。

ニ 「旧第 36 項（物品製造・鉱物掘採事業用資産）」とは、平成 12 年一部改正法附則第 7 条第 14 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 36 項をいうものであること。

ヌ 「旧第 45 項（雲仙岳噴火災害に係る代替鉄道事業用資産）」とは、平成 11 年一部改正法附則第 8 条第 19 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 45 項をいうものであること。

ネ 「旧第 45 項（地下駅火災対策）」とは、平成 21 年一部改正法附則第 8 条第 10 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 36 項をいうものであること。

ノ 「旧第 46 項（地下浸水対策）」とは、平成 21 年一部改正法附則第 8 条第 11 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 46 項及び平成 19 年一部改正法附則第 6 条第 11 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 53 項をいうものであること。

ハ 「旧第 49 項（特定特殊自動車）」とは、平成 21 年一部改正法附則第 8 条第 12 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 49 項をいうものであること。

(4) その他 法附則第 15 条の 2、法附則第 15 条の 3 関係

① 法附則第 15 条の 2 第 2 項の各区分は、次のとおりである。

ア 「①（三島特例）」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、次の②から⑭までに掲げるもの又は法附則第 15 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けるものを除くものをいうものであること。

イ 「②（新線構築物）」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第 349 条の 3 第 2 項本文の規定の適用を受けるものをいうものであること。

ウ 「③（新線立体交差化施設）」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第 349 条の 3 第 2 項ただし書の規定の適用を受けるものをいうものであること。

エ 「④（新造車両）」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法附則第 15 条第 38 項の規定の適用を受けるものをいうものであること。

オ 「⑤（新幹線鉄軌道用資産）」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第 349 条の 3 第 12 項の規定の適用を受けるものをいうものであること。

カ 「⑥（青函・本四 鉄道施設）」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産で、法第 349 条の 3 第 13 項の規定の適用を受けるもののうち、次の⑦から⑨までに掲げるものを除くものをいうものであること。

キ 「⑦（青函・本四 新線構築物）」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産で、法第 349 条の 3 第 13 項の規定の適用を受けるもののうち、同条第 2 項本文の規定の適用を受けるものをいうものであること。

ク 「⑧（青函・本四 新線立体交差化）」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産で、法第 349 条の 3 第 13 項の規定の適用を受けるもののうち、同条第 2 項ただし書の規定の適用を受けるものをいうものであること。

ケ 「⑨（青函・本四 変・送電用資産）」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産で、法第 349 条の 3 第 13 項の規定の適用を受けるもののうち、同条第 28 項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 8 項により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 35 項、

平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 11 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項、平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項及び平成 12 年一部改正法附則第 7 条第 4 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項の規定の適用を受けるものを含むものであること。

コ 「⑩（河川事業等に係る鉄軌道用資産）」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第 349 条の 3 第 14 項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 15 項の規定の適用を受けるものを含むものであること。

サ 「⑪（車庫構築物）」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、平成 17 年一部改正法第 7 条第 7 項により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 21 項本文及び平成 11 年一部改正法附則第 8 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 22 項の規定の適用を受けるものをいうものであること。

シ 「⑫（車庫構築物・立体交差化施設）」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、平成 17 年一部改正法第 7 条第 7 項により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 21 項ただし書の規定の適用を受けるものをいうものであること。

ス 「⑬（雪崩・落石等対策設備）」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 10 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 32 項、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 10 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 32 項及び平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 7 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 32 項の規定の適用を受けるものをいうものであること。

セ 「⑭（変・送電用資産）」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第 349 条の 3 第 28 項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 8 項により、その例による

こととされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 35 項、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 11 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項、平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項及び平成 12 年一部改正法附則第 7 条第 4 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項の規定の適用を受けるものを含むものであること。

② 法附則第 15 条の 3 第 1 項の各区分は、次のとおりである。

ア 「①（承継特例）」とは、法附則第 15 条の 3 第 1 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法附則第 15 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けるものを除くものをいうものであること。

イ 「②（旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設）」とは、法附則第 15 条の 3 第 1 項及び法附則第 15 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、旧交納付金法附則第 17 項の表第 9 号の規定の適用があった償却資産をいうものであること。

ウ 「③（三島特例）」とは、法附則第 15 条の 3 第 1 項及び法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 1 項の規定の適用を受けるものを除くものをいうものであること。

エ 「④（三島・旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設）」とは、法附則第 15 条の 3 第 1 項並びに法附則第 15 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、旧交納付金法附則第 17 項の表第 9 号の規定の適用があった償却資産をいうものであること。

③ 法附則第 16 条の 2 の「第 12 項（三宅村特例）」、「第 15 項（能登半島地震特例）」及び「第 17 項（新潟県中越沖地震特例）」の「決定価格」欄には、法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの額により課税標準とされる額を記載した。

④ 法附則第 16 条の 2 の「旧第 11 項（立体交差化施設）」とは、平成 12 年一部改正法附則第 7 条第 18 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法附則第 16 条の 2 第 11 項をいうものであること。

⑤ 法附則第 16 条の 2 の「旧第 14 項（新潟県中越地震特例）」とは、平成 21 年一部改正法附則第 8 条第 14 項の規定に

より、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 16 条の 2 第 14 項をいうものであること。

4 償却資産の段階別納税義務者数等に関する調

本調は、すべての償却資産について、段階別に納税義務者数及び課税標準額を調査したものである。したがって、法定免税点未満の償却資産も調査の対象となっている。

なお、「計の内訳」の欄には、総務大臣又は道府県知事が価格等を配分した償却資産（法定免税点未満のものを含む。）及び道府県知事が価格等を決定した大規模の償却資産（道府県において課する部分を含む。）についてそれぞれ当該償却資産に係る納税義務者数及び課税標準額を記載した。